

委託業務の発注方法（分割の基準）及び「新会社」の設立数について（検討資料）**【現状】**

環境事業センターが担当区の全ての業務を実施している。基本は区ごとに作業体制、収集日等の調整を行っている。また各業務間の人員調整、市民対応等の間接業務も実施している。

《論点1》

委託業務は、地域毎に分割すべきか、業務別に分割すべきか。

【考察】

市民にとっての利便性の継続を考慮すると、地域毎に分割する場合、市民は全ての収集品目について同一の事業者と相談等を行えばよいことから、地域毎に分割することに優位性があると考えられる。

《論点2》

新会社を何社設立すべきか。

【新会社の設立数を検討するに当たって考慮すべき視点】

- ・ 将来における事業の完全民間化（独占を排し、競争性を確保する）の実現
- ・ 事業の効率的な運営とサービスの質と統一性の維持
（事業の行き過ぎた細分化は、かえって処理コストの増加とサービスの低下等を招く可能性がある）
- ・ 現有資産（環境事業センター）の有効活用
- ・ 新たな大都市制度の動向
- ・ 市民の利便性（市民周知・広聴対応といったサービスは、各地域の特性などを勘案しながら、各センター単位で実施されている）